

令和7年度群馬県ヤングケアラー実態調査業務委託仕様書

本仕様書は、「令和7年度群馬県ヤングケアラー実態調査業務委託」に関する基本的な仕様を定めたものであり、以下、群馬県を甲とし、受託者を乙としてその業務内容を記載する。

1 目的

子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。

ヤングケアラー支援の対象年齢は「おおむね30歳未満の者を中心として、施策内容によりおおむね40歳未満の者を対象」とされている。また、都道府県においては、広域的な調査を実施した上で、主に18歳以上のヤングケアラーである若者への支援体制の構築が求められていることから、当該対象年齢におけるヤングケアラーの実態を把握し、必要な支援を適切に行うための資料を作成することを目的とする。

2 業務委託内容

甲は乙に次の2つの業務を委託する。

- (1) ヤングケアラー実態調査（下記3～5記載の内容）
- (2) 群馬県内大学・短期大学・高等専門学校一覧の作成（下記6記載の内容）

3 調査概要

- (1) 調査内容
設問・回答選択肢は、甲が指定する。質問項目は30問程度とする。（別添「中高生調査票見本」を参照。この調査票をベースに、18歳以上年齢の方対象の設問項目を作成する予定）
- (2) 調査地域 群馬県内全域
- (3) 調査対象 県内在住の満18歳以上～満39歳以下の男女個人
- (4) 標本数 3,300人
- (5) 調査方法 郵送配送、郵送及びウェブアンケートシステムによる無記名回収
- (6) 抽出方法 層化二段無作為抽出法（選挙人名簿登録者）
- (7) 調査実施時期 令和7年10月～12月
発送日から回答締切日まで20日間程度の回答期間を設けること。
- (8) 成果物の概要
 - ①データ（Excel）
 - ・単純集計結果
 - ・全ての属性のクロス集計結果
 - ・ローデータ※甲が指定する様式で作成すること。
※集計結果は、地域別のウエイト補正を行う前後いずれのデータも提出すること。
 - ②報告書
 - ア Word及びPDF（グラフ等の元データで甲の求めがあるものはExcel）で提出
 - イ 掲載内容
 - ・調査概要（目的、調査内容、設計、回収率 等）
 - ・回答者の属性
 - ・各設問の回答状況
- (9) 成果物提出期限
 - ①データ 令和8年2月27日（金）
 - ②報告書等原案 令和8年2月27日（金）
 - ③報告書等 令和8年3月20日（金）
- (10) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (11) 成果物の納品場所 群馬県生活こども部児童福祉課（前橋市大手町1-1-1）

4 調査内容

(1) 企画設計

委託契約締結後、乙は、本調査の日程表を甲に提出するとともに、速やかに本調査の企画設計に着手する。

(2) 標本抽出

①調査対象

- ・原則として、選挙人名簿により抽出する。
- ・各市町村の状況により、この抽出方法での実施が難しい場合は甲乙協議の上、代替方法を決定する。

②標本抽出方法

- ・甲と協議の上決定する。調査地点は、最新の国勢調査結果の町丁・字別人口データの地域区分を使用し、各市町村から1地点以上抽出する。
- ・調査対象者の抽出に当たっては、乙は公職選挙法に規定する「閲覧申出書」を、甲は依頼文書を各市町村（選挙管理委員会）あてにそれぞれ送付する。その後、乙は各市町村（選挙管理委員会）へ連絡し日程調整を行った上で、市町村（選挙管理委員会）に出向いて抽出作業を行う。

③その他

- ・同一世帯からは、2人以上を抽出しないこと。
- ・抽出作業において一切の作為を排除することとし、抽出作業に疑義が生じた場合には、速やかに甲と協議する。
- ・乙は、調査対象者抽出後、速やかに男女別・年齢別の標本内訳及びその構成比を記載した文書を作成し、甲に提出する。
- ・標本の構成が、明らかに母集団の構成内容と異なり、サンプリングに歪みがあると認められ、その程度が本調査の調査精度上許容できないものと考えられる場合は、甲は乙に対して再度の抽出作業を命ずることができる。

(3) 調査実施

①あいさつ状及び調査票（紙媒体）の作成

- ・あいさつ状（A4 片面または両面 1 枚・1 色刷り）は、調査票の郵送時に同封するものとする。
- ・また、甲は調査票の原案（設問・回答選択肢）を乙に提供し、乙はその原案を精査し、調査精度を高める上で必要な修正を加えた調査票を作成するものとし、印刷開始前に甲にその原稿を提出し、承認を得るものとする。
- ・乙において調査票の紙媒体（A4 両面 1 色刷り、中とじ、8 頁以内）を作成する。
- ・調査表（紙媒体）には、下記②「WEB 回答ページの構築及び運用」で作成した WEB 回答ページの URL 及び 2 次元バーコード等を記載する。

②WEB 回答ページの構築及び運用

- ・WEB 回答画面を作成し、対象者がインターネットを通じて回答できるよう、調査期間中に限り WEB 回答ページを開設すること。
- ・WEB 回答ページは、スマートフォン、タブレット、PC から回答可能とすること。
- ・複数回の回答の防止や論理矛盾回避のための各種機能設定等を行うこと。
- ・回答画面は、WEB アクセシビリティを確保した見やすいものとし、回答内容の一時保存機能を設け、提出前に回答内容を確認できる画面を表示するなど、回答者の利便性に配慮した設定を行うこと。また、回答終了後の画面では、調査への協力に対する謝辞を表示すること。
- ・SSL による暗号化通信とすること。
- ・WEB 回答ページの設問は上記「①調査表（紙媒体）」と同様の項目とし、WEB 回答ページ公開前に、甲による確認の上、承認を得るものとする。
- ・調査及び WEB 回答システムの確実な実行と安定を担保するため、過去 5 年以内に WEB 回答システムを用いた、本アンケート調査業務委託と同規模の業務について、確実に完了した実績を複数回有すること。

③調査票の発送及び返送

甲は発送用封筒（角 2：240×332mm、封入口テープなし）、返信用封筒（長 3：120×235 mm、封入口テープなし）を乙に提供し、乙は以下のとおり調査票を発送する。なお、調査票の発送に係る費用は本業務の費用に含める。

- ・乙は、回収率の向上に資するよう、封筒のデザインを作成する。
- ・乙は、調査対象者あての宛名シール 2 組を作成する（発送用及び返送がない場合の督促用：下記⑤に記載）。
- ・乙は、調査への協力を依頼する文章を発送用封筒に印刷する。
- ・乙は、料金受取人払郵便に関する必要事項と乙の宛名（宛名は「群馬県ヤングケアラー実態調査事務局」とすること。）、本調査の返信用封筒であることが分かる旨等を返信用封筒に印刷する。
- ・乙は、発送用の封筒に宛名シールを貼付し、調査票、あいさつ状、返信用封筒、甲が提供するヤングケアラーに関するチラシ（A4 版 1 枚）を同封し、調査対象者あてに発送する。
- ・料金受取人払郵便等の調査票の返送に関する費用は、本業務の費用に含める。

④調査票の回収

回収方法は調査票（紙媒体）によるものとウェブアンケートシステムを利用したものの 2 種類とする。調査表（紙媒体）の回収・返送に関する費用は、上記③記載のとおり、本業務の費用に含める。

⑤お礼兼督促状の作成と発送

- ・乙は、お礼兼督促状（ハガキ）の原案を作成し、印刷開始前に甲にその原稿を提出し、承認を得て印刷するものとする。
- ・乙は、甲の承認を得たお礼兼督促状に、発送用宛名シールを貼付し、調査対象者あてに発送する。なお、お礼兼督促状の発送費は本業務の費用に含める。

⑤②～④について、より回答率の向上に資する手段がある場合は甲と調整の上、実施する。

(4) 集計

- ①回答は「Microsoft Excel」で開くことのできる形式で集計、保存するものとする。
- ②単純集計及び下表の 11 地域別集計並びに全ての属性別クロス集計を行う。
- ③集計は、実数及び比率により行うものとする。
- ④県全体の集計を行う際は、県域ごとの 18 歳以上～39 歳以下人口により、比例配分で補正を行い算出すること。

	地域（構成市町村名）
1	前橋地域(前橋市)
2	北群馬渋川地域(渋川市、榛東村、吉岡町)
3	佐波伊勢崎地域(伊勢崎市、玉村町)
4	高崎・安中地域(高崎市、安中市)
5	多野藤岡地域(藤岡市、上野村、神流町)
6	甘楽富岡地域(富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町)
7	吾妻地域(中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町)
8	利根沼田地域(沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町)
9	太田地域(太田市)
10	桐生・みどり地域(桐生市、みどり市)
11	邑楽館林地域(館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)

(5) データの納品

乙は、下記に記載したデータ（Excel）を、3(9)①に記載した期日までにメール等で甲に提出すること。

- ・単純集計結果
- ・全ての属性のクロス集計結果
- ・ローデータ

(6) 報告書原案及び報告書概要版原案の作成

①乙は、甲と協議の上、報告書及び報告書概要版に記載する内容を決定する。

②乙は、前述①を受け、成果品の案（報告書原案及び報告書概要版原案）を作成し、3(9)②に記載した期日までに word 形式で甲にメール等で提出するものとする。ただし、甲の指示による場合は、この限りではない。

③乙は提出した報告書原案及び報告書概要版原案に修正する箇所があることが判明したときは遅滞なく甲に報告し、又は、甲から修正等の指示があった場合は、甲の指定する日までに修正を行い、原案を再提出するものとする。

④報告書原案及び報告書概要版原案の提出に当たっては、県民が読むことも想定し、グラフデザイン等を見やすいものとする（イラストや写真を入れるなどのデザインの作り込みを行う必要はないが、色や文字の大きさなど読みやすさには留意すること）。

(7) 報告書及び報告書概要版の提出

乙は、前述(6)により提出した原案について甲の了承を得た下記記載の成果品（報告書及び報告書概要版）を、3(9)③に記載した期日までに甲に提出するものとする。

①報告書及び報告書概要版のデータ（Word 及び PDF、報告書内に図やグラフ等を挿入している場合は甲の求めに応じて Excel 等の元データ）、自由記述欄を設けた場合は、全文入力データ（Excel）及び集計データ（Excel）を記録した記録媒体（DVD-ROM や CD-ROM など）を 1 組

②A 4 版の用紙に印刷出力しバインダーに綴じた報告書を 2 組

(8) 調査データ等の機密保持

①乙は、本調査により得られた全てのデータ等について、本調査の目的以外に使用・流用等をしてはならない。業務の履行に当たっては、契約書別紙「個人情報取扱特記事項」並びに個人情報の保護に関する法律（平成一五年五月三十日法律第五十七号）等の関係法令を遵守しなければならない。

②乙は、本調査により得られた個人情報等を厳重に管理し、データ等の使用・保存・処分には、細心の注意をもって当たらなければならない。

③乙は、検収の終了により、本調査の受託した業務が完了した時点をもって、直ちに全てのデータ、調査票をはじめとする調査書類等を破棄・処分し、一切の内容に関する記録を残してはならない。

5 提出物一覧

1	調査票発送前	・印刷物のサンプル あいさつ状、督促状（各 2 部）、 調査票、発送用封筒、返信用封筒（各 5 部）
2	データ 提出時	・調査票発送の際の発送日及び発送数を証明するもの ・前述 4 (5) のデータ一式
3	報告書等原案 提出時	・前述 4 (6) の報告書原案データ
4	報告書等 提出時	・前述 4 (7) の報告書及び集計データ等一式 ・調査対象者名簿

6 群馬県内大学・短期大学・高等専門学校一覧の作成

- (1) 文部科学省「大学・短期大学・高等専門学校・法人一覧 (https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ichiran/mext_01853.html)」のページに記載されている最新の内容に基づき、所在地が群馬県内にある「大学・短期大学・高等専門学校」について、エクセル形式で一覧を作成する。
- (2) 一覧に記載する項目は次のとおりとする
大学・短期大学・高等専門学校の名称
大学・短期大学・高等専門学校の種別
所在地郵便番号
所在地（学部が複数ある場合は、「学校基本情報」に記載の所在地）
電話番号
入学定員の合計人数
- (3) 乙から甲にエクセルファイル形式で納品する。

7 その他

- (1) 乙は提出した成果品に修正する箇所があることが判明したときは、遅滞なく甲に報告し、甲の指定する日までに修正を行い、成果品を再提出するものとする。
- (2) 乙は、本調査の実施に際して、本仕様書に定める事項及び本仕様書に定められた事項以外等に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲と協議し、甲の指示に従うものとする。
- (3) 甲は、乙に本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再調査の実施を命じ、あるいは契約の解除等をなすことができるものとする。
- (4) 本仕様書に定める、乙が甲に提供するすべての成果品の著作権は、甲に帰属することとし、甲は、事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、乙が従来から権利を有していた乙固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」という。）については乙に留保するものとし、この場合、甲は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (5) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害はすべて乙の責任において処理するものとする。
- (6) この仕様書に定めるものであっても、特別な事情が生じた場合、双方協議の上、この仕様書を変更することができる。